

平成30年7月豪雨災害からの応急復旧と今後の取り組みについての説明会について（安浦町市原地区）

8月17日（金）18時30分から市原老人集会所において、広島県と呉市との合同で安浦町市原地区の応急復旧と生活再建に至るまでの工程について地区住民説明会を開催しました。

住民の皆様から出されたご意見・ご要望と広島県・呉市の回答及び説明会後の状況は次のとおりです。

番号	分類	ご意見・ご要望	説明会での回答・説明内容	説明会後の状況や今後の方向性	担当部局等
1	土砂	宅地内に流れ込んだ土砂は市が撤去するとのことでしたが、田んぼや畑に流入している土砂はどうなるのでしょうか。	【呉市】 農地の土砂や瓦礫の撤去は、市・県・地域の方で話し合いいただきます。 現在、国へ支援を要望しており、市が撤去するようにしたいと考えています。 8月中には方針を自治会長を通じてお知らせしたいと思っています。	【呉市】 土砂の撤去は、農地の復旧方法に関連するため、現在地元自治会及び県市で協議調整中です。 瓦礫の撤去は、11月末完了を目指して取り組みます。	呉市土木部 土木維持課 農林土木室 ☎0823-25-3324
2	土砂	光木川の土砂はいつ撤去してもらえるのでしょうか。	【呉市】 安浦土木出張所の職員が確認し、撤去する段取りをしています。	【呉市】 現在、流水を確保できる程度の土砂は撤去済みです。 引き続き浚渫完了に向けて取り組みます。	呉市土木部 土木維持課 川尻安浦土木出張所 ☎0823-70-6601
3	土砂	野呂川の土砂撤去は瓦礫だけなのか、災害以前から堆積している土砂も撤去するのでしょうか。	【広島県】 これまでに堆積している土砂等も撤去していきたいと考えています。	【広島県】 現在、市原地区の野呂川の土砂撤去を実施しているところです。ご要望にありました、災害以前から堆積している土砂も撤去範囲に含め、作業を進めています。	広島県土木建築局 西部建設事務所 呉支所 ☎0823-22-5400
4	土砂	土のう袋が4,000袋程度ありますが、市で撤去してもらえるのでしょうか。 農地の土砂も市が撤去するという話がありましたが、収穫後の秋まで待ってもらえますか。	【呉市】 土のう袋は、9月下旬を目途に撤去作業を進めています。 農地の土砂撤去の時期は、相談して柔軟に対応します。	【呉市】 土のうについて撤去しました。 土砂の撤去は、農地の復旧方法に関連するため、現在地元自治会及び県市で協議調整中です。	呉市土木部 土木維持課 農林土木室 ☎0823-25-3324
5	土砂	農地の石積が流出して、自宅の方へ土砂が流入している状況ですが、どこまで復旧してもらえますか。	【呉市】 農地災害では、石積等を含め復旧工事を行います。今回は激甚災害に指定されているため、個人負担は5%程度となります。 農地の土砂撤去は、農地災害の制度ではなく他の制度を活用して皆さんの負担軽減を図るため、国と協議しています。	【呉市】 農地災害は今後現地調査を行う予定です。 土砂の撤去は、農地の復旧方法に関連するため、現在地元自治会及び県・市で協議・調整中です。	呉市土木部 土木維持課 農林土木室 ☎0823-25-3324

番号	分類	ご意見・ご要望	説明会での回答・説明内容	説明会後の状況や今後の方向性	担当部局等
6	土砂	宅地内に入った土砂については、誰が撤去するのでしょうか。	【呉市】 宅地の中の土砂については、全壊、半壊等の被災状況とは関係なく市が対応します。	【呉市】 市による宅地内の土砂撤去は、9月下旬から着手した状況ですが、ボランティア等によりある程度の土砂は撤去できていると考えています。 今後は遅れている市による撤去を11月末完了を目指して進めます。	呉市土木部 土木維持課 川尻安浦土木出張所 ☎0823-70-6601
7	土砂	宅地内の土砂等を撤去のために、重機を借りたり、業者へ依頼した場合の経費は負担してくれませんか。 既に業者等に依頼して土砂を撤去している場合でも、後から請求できるのでしょうか。	【呉市】 ご自身が業者等に委託し費用を負担した場合も、土砂撤去に要する費用は市が負担します 個別の条件で違う場合があるので、相談してください。	【呉市】 相談をいただき、対象となる方については、申請書類を送付する準備をしています。	呉市環境部環境政策課 家屋・がれき撤去班 ☎0823-25-5715
8	土砂	宅地内の土砂撤去について、固定資産税の課税対象となっている宅地面積内での対象となるのでしょうか。	【呉市】 宅地内のものであれば対応します。	【呉市】 説明会での回答と同じです。	呉市環境部 環境政策課 家屋・がれき撤去班 ☎0823-25-5715
9	水道	簡易水道施設で対応している地域がありますが、個別に井戸を掘ることの補助制度はありますか。	【呉市】 市が井戸を掘ることは、難しいと考えます。 水道管を敷設し接続する場合は、本管から個人宅まで接続する工事費用が生じることになります。 費用負担して本管へ接続するかどうか、意向を確認して、整備の相談をします。	【呉市】 地域の皆様の要望をお聞きしながら給水方法等を検討しています。	呉市上下水道局 営業課 ☎0823-26-1640
10	水道	市原に住むかを考える時に、水道を引くのに時間がかかるのであれば、住めなくなりますがどうですか。	【呉市】 皆さんが水道に接続すると決められれば、工事は半年もかからないと思います。	【呉市】 説明会での回答と同じです。	呉市上下水道局 営業課 ☎0823-26-1640
11	水道	浄化槽の無料点検が行われるか尋ねましたが、無料では難しいと言われました。また、配管等も個別に対応してほしいと言われました。 市の判断で条例改正等を行い浄化槽や水道の補助金を出す等を考えていただきたいと思いません。	【呉市】 浄化槽に泥や土砂が入っている場合は、市で撤去します。浄化槽が使えなくなり新たに設置する場合には、設置費用に補助が使えますのでそちらをご活用ください。 水道については、関係者の方のご意見を早急に確認して判断します。	【呉市】 水道管への接続に対する補助制度は難しいですが、できるだけ安価につなげられるよう給水方法を検討しています。	呉市上下水道局 営業課 ☎0823-26-1640 (浄化槽の設置補助) 呉市環境部 環境管理課 ☎0823-25-3551
12	水道	浄化槽を新たに設置する場合の補助はどのくらいでしょうか。	【呉市】 大きさによって違いますが、5人槽であれば33万円です。	【呉市】 説明会での回答と同じですが、5人槽の正確な補助金額は332,000円です。	呉市環境部 環境管理課 ☎0823-25-3551

番号	分類	ご意見・ご要望	説明会での回答・説明内容	説明会後の状況や今後の方向性	担当部局等
13	家屋	半壊以上の場合の解体撤去の経費負担はどうか。	【呉市】 半壊以上であれば、解体費は公費対象となります。	【呉市】 説明会での回答と同じです。	呉市環境部 環境政策課 家屋・がれき撤去班 ☎0823-25-5715
14	家屋	宅地以外に設置している車庫などは、市の家屋の解体の対象となりませんか。	【呉市】 原則は宅地となっていますが、生活環境上で支障となる場合などは、対象として考えることは可能です。 個々の状況を確認して判断する必要がありますので、相談してください。	【呉市】 説明会での回答と同じです。	呉市環境部 環境政策課 家屋・がれき撤去班 ☎0823-25-5715
15	家屋	市での家屋の解体撤去は申込順なのでしょうか。	【呉市】 基本的には申込順ですが、放置することで危険な状況と判断すれば、そちらを優先します。 個人の財産を市で処分するため、手続きには時間を要します。	【呉市】 近隣の家屋をまとめて解体する方が効率的な場合は、申込順にならない場合があります。	呉市環境部 環境政策課 家屋・がれき撤去班 ☎0823-25-5715
16	河川・水路	今後の復旧は現状復旧が原則であれば、河川の拡幅等は検討しないのでしょうか。	【広島県】 水路や堰堤などの設計をするにあたり、より安全な構造となるよう検討するため、必ずしも現状復旧という訳ではありません。	【広島県】 野呂川については、基本的に原形復旧を考えていますが、今後、圃場整備事業が実施される場合には、復旧方法について協議・調整させて頂きます。	広島県農林水産局 農業基盤課 ☎082-228-2157 広島県土木建築局 西部建設事務所 呉支所 ☎0823-22-5400
17	河川・水路	家の近くの県の水路と市の水路が幅狭(ふくそう)している道路が傷んでいる。県と市のどちらが復旧してくれるのでしょうか。	【呉市】 市と県で協議して、どちらかが責任を持って施工しますので、後ほど場所を教えてください。	【呉市】 現地で立会し、復旧までに日にちを要することを説明しています。	呉市土木部 土木維持課 川尻安浦土木出張所 ☎0823-70-6601
18	砂防・治山	合併時に急傾斜地崩壊対策事業を実施する予定と聞いていました。一部は施工されているが施工されていない箇所もあります。今回併せてお願いします。	【広島県】 林務関係の職員が来ておりませんので、回答できませんので、持ち帰って検討します。	【広島県】 当該箇所の溪流対策については、治山事業で必要な復旧工事を実施する予定で計画を作成しています。	広島県農林水産局 森林保全課 ☎082-511-6703
19	砂防・治山	治山堰堤は、砂防ではなく治山であり、溜まっていた土砂を置いておくこととなると思います。 今回の災害の教訓から、溜まってきた土砂を撤去しないと、堰堤を乗り越えてくることが考えられます。治山ではなく砂防堰堤という形で整備する必要があるのではないかと思います。	【広島県】 最近、治山堰堤でも砂防の発想も取り入れられており、下流を守ることができます。 設計段階でどういう形の物が適合するのかを検討します。	【広島県】 今回の災害復旧工事については、砂防ダムの技術基準に準じた治山ダムを設置する予定にしています。詳細な計画が示すことができる段階になりましたら個別に地元の方々に説明をさせていただきます。	広島県農林水産局 森林保全課 ☎082-511-6703
20	復旧・復興計画	市は市原に住みたいという人間が一人であっても、この計画を進めるのでしょうか。	【呉市】 皆さんと一緒にこの地区をどのように復旧・復興していくのか協議・検討していきます。	【呉市】 説明会での回答と同じです。	呉市復興総室 ☎0823-25-5621

番号	分類	ご意見・ご要望	説明会での回答・説明内容	説明会後の状況や今後の方向性	担当部局等
21	復旧・復興計画	インフラに関するロードマップは、安浦地区が一切出ていませんが、今後、何か説明があるのでしょうか。	【広島県】 インフラのロードマップは、甚大な被害があり、復旧に時間・工期がかかる所を率先して示しています。 9月中旬までには、安浦地区を含めた全体の復興プランを作成し公表する予定です。	【広島県】 安浦地区も含めた県全体の復旧・復興プランとして、「平成30年度7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定し、9月11日に公表しました。 プランの内容については、県ホームページで確認できます。	広島県 災害復旧・復興本部 ☎082-228-2111(代表)
22	義援金等	義援金などの話の際に、納屋は居住していないので対象外と言われました。災害がなかったとは言えないのにおかしいと思います。そこを確認させてください。	【呉市】 見舞金は、居住されている住居が基準となるので、納屋は対象となりません。	【呉市】 説明会での回答と同じです。	呉市福祉保健部 福祉保健課 ☎0823-25-3265
23	水質検査	井戸水の無料検査は、市原地区の検査が無料なのか、上水道利用者の場合のみ無料にするのかどちらでしょうか。	【呉市】 状況を確認させていただいて、後ほど対応します。	【呉市】 井戸水の無料検査は、上水道が断水になった地域の方が急ぎよ井戸水を生活用水に使っていただくために実施したものですので、現在は無料検査を終了しています。 今後は、井戸水の相談につきましては、相談の内容に応じて個別に対応します。	呉市福祉保健部 保健所 生活衛生課 ☎0823-25-3538
24	税等減免	納税等について、減免等の措置ありますか。り災証明を持って行きましたが、断られました。	【呉市】 国保等の減免については農業を主として生計を立てていた場合で、農地が被災して収入を得られないという状況であれば、ご相談ください。	【呉市】 固定資産税の減免について、損害程度により対象となる場合がありますので、ご相談ください。また、居住用建物の被害、事業収入の減少による保険料等の減免も該当になる場合があります。詳しくは、担当課(保険年金課・介護保険課)にご相談ください。	呉市財務部 資産税課 ☎0823-25-3211 呉市福祉保健部 保険年金課 ☎0823-25-3153 介護保険課 ☎0823-25-3176
25	二次災害	今後、台風が接近する可能性も高いため、二次災害に向けてしっかりと取り組んでいただきたい。	【広島県】 家屋があり人的被害が見込まれる危ない箇所は、応急復旧工事の発注等も着手しています。 呉市と一緒に、危険箇所を少しでも早く解消できるよう全力で取り組んでいきます。	【広島県】 危険な箇所については大型土のうを設置する等の対策を実施しました。	広島県農林水産局 森林保全課 ☎082-511-6703
26	道路	資料に示されていない市道の土砂撤去はどうするのでしょうか。 緊急車両が通行することができるようにしてください。	【呉市】 消防局が現地で緊急車両が通行可能である事を確認しています。 市道の土砂撤去は、9月末を目途に早急に撤去していく予定です。	【呉市】 通行を確保できる程度の土砂撤去済み路線を含め、現在、9割程度が通行可能となっています。 道路上の横に避けた土砂撤去を早急に進めるほか、道路復旧工事について、調査設計を進めます。	呉市土木部 土木維持課 川尻安浦土木出張所 ☎0823-70-6601
27	市民センター	窓口対応を懇切丁寧にしっかりと説明できるような体制にしてください。	【呉市】 職員に徹底します。	【呉市】 支援制度等について担当課と連絡を密にするとともに、職場ミーティング等を通じ、より一層理解を深め、併せて、丁寧な説明に努めてまいります。	呉市民民部 地域協働課 ☎0823-25-3221